

給実甲第1252号

平成30年12月6日

人事院事務総長

給実甲第576号の一部改正について（通知）

給実甲第576号（給与簿等の取扱いについて）の一部を下記のとおり改正したので、平成30年12月6日以降は、これによってください。

記

別表第1の職員別給与簿（その1）を次のように改める。



以 上